

岡山市登降園管理システム運用・保守業務委託 仕様書

1. 業務の概要

(1) 業務名

岡山市登降園管理システム運用・保守業務委託

(2) 目的

令和5年度より公立保育園・認定こども園・幼稚園に対し導入を行っている「岡山市登降園管理システム」の安定稼働ならびにスムーズな運用を目的とする。

(3) 概要

公立保育園・認定こども園・幼稚園において、導入及び運用中の登降園管理システムのサービス提供及び運用・保守を行うもの。

(4) 契約履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 対象施設

幼保運営課及び公立園70園（保育園25園 こども園25園 幼稚園20園）

詳細は別紙一覧表のとおり。

2. システム内容

令和5年11月締結「岡山市登降園管理システム導入・運用業務委託」にて調達した、「おまかせ保育システム」（製造元：三和マッチシステム株式会社）の岡山市版とする。

本システムは以下の要件で調達されたものである。

詳細は、別紙2機能要件一覧表のとおり。

(1) ネットワークおよびデータセンター要件

- ① インターネットを活用したクラウド型のシステムであること。
- ② 利用者端末とシステムはSSL/TLSにより暗号化を施した上で通信すること。
- ③ クライアント証明書を発行し、システムへのアクセス制御が行えること。
- ④ サーバーは、本市専用のサーバーを用いること。
- ⑤ サーバーのストレージの容量は、各施設10年間分のデータがすべて保存できるものとし、可能な範囲で拡張性を考慮した容量とすること。
- ⑥ システムおよびデータを管理運用するデータセンターは、日本国内にあり、日本データ

センター協会の品質基準ティア4であること。

- ⑦ データセンターは、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）を取得していること。
- ⑧ データセンターは、ISMS クラウドセキュリティ認証（ISO/IEC27017）を取得していること。
- ⑨ データセンターは、環境マネジメントシステム（ISO14001）を取得していること。
- ⑩ サーバー環境（OS、ミドルウェア等）は常に最新の状態を保つこと。

（2）個人情報保護およびセキュリティ要件

- ① ネットワークを含め、以下の事項を考慮したセキュリティ対策を有すること。
- ② 個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、および本市情報セキュリティポリシーに沿って業務を行うこと。
- ③ 個人情報、設定情報などの機密情報は利用者端末側に保持せず、サーバー側にて保持すること。また利用者が使用するQRコードには個人情報が記録されないこと。
- ④ 利用者のユーザID及びパスワードによりシステム認証管理ができること。また、パスワード入力を複数回失敗した場合、アカウントロックできること。
- ⑤ 職員がアクセスする機能については接続元をIP等で限定する機能を有すること。
- ⑥ システム管理権限者によってそれぞれの職務に応じ、職員毎に利用操作できる機能の制限を行うことができること。
- ⑦ 職員毎にシステム利用の有効期限を設定でき、期限が切れた職員はシステムへログインできなくすること。
- ⑧ 情報漏洩及び改ざんを防ぐためにデータに対するセキュリティ対策を講じること。
- ⑨ サーバーにおけるリソース使用状況含む監視ログは、最低直近1年分を保存すること。
- ⑩ その他、有効なセキュリティ対策について提案すること。

3. 業務内容

（1）システムのサービス提供及び運用・保守

- ① 契約履行期間中、システムを継続して利用できるようサービス提供すること。
- ② システムの利用時間は契約期間中において24時間であること。
- ③ 安定的なシステム稼働を継続的に提供できるよう、一体的に保守管理を実施することができる体制を有すること。
- ④ 保守対応等に伴うシステムの計画停止を行う場合は、本市へ事前に通知するとともに、各施設に対して適切に周知すること。
- ⑤ サーバーにおけるリソース使用状況含む監視ログは、本市の請求に対し開示すること。
- ⑥ 他の利用団体等で不具合発生や予見される事象を確認した場合は、速やかに発注者と協議のうえ、別途費用を要求することなく対策を実施すること。

- ⑦ 利用端末の OS やブラウザ等のバージョンアップに随時対応しシステムが利用可能な状態を維持すること。
- ⑧ 保育関連の制度改正にあわせて、最新制度に対応したシステムへバージョンアップを行うこと。なお、このバージョンアップに係る費用は本契約に含むものとする。
- ⑨ 園や本市担当課の要望がある場合は、別途、研修、訪問での説明を実施すること。
- ⑩ 今後、園の統廃合が行われるが、統廃合にかかる移行作業等は保守契約に含むこと。
- ⑪ 園の統廃合による利用園数の減少については、契約額は協議のうえ減額すること。ただし、園のデータは、閲覧、出力できるようにすること。
- ⑫ システム保守は別途費用なく実施すること。ただし、発注者より追加機能等の導入による料金発生の場合にはこの限りではない。
- ⑬ その他、保守サポートについて提供できる機能追加など有効なものは提案すること。
- ⑭ 委託期間の終了により、他システムへの更新等が発生した場合、移行に伴うデータ出力等の作業については、保守業務に含むものとする。
- ⑮ 年度替わりの新入園児一括登録について、支援を行うこと。
- ⑯ 契約履行期間内にセキュリティ診断を受けること。セキュリティ診断の内容は以下 12 項目を含むもので行い、すべての診断完了後セキュリティ診断結果を提出すること。また、受けた結果脆弱性が発見された場合は対応計画を立て、すみやかに委託者に報告すること。

なお、システムの稼働中の停止期間は設けないこと。

- i SQL インジェクション
- ii ブラインド SQL インジェクション
- iii XSS(反射型)
- iv XSS(蓄積型)
- v リモートファイルインクルージョン
- vi コマンドインジェクション
- vii ディレクトリトラバーサル
- viii ヘッダインジェクション
- ix XXE
- x 安全でないデシリアライゼーション
- xi SSRF
- xii 非公開ファイル検査

(2) 障害対応

- ① 日次で利用時間外に業務データバックアップ処理を 1 日 1 回以上行うこと。バックアップデータは 7 世代以上を保持し、バックアップの方法およびタイミングは事前に提示すること。

- ② バックアップはサーバーとは別の媒体に保存管理すること。
- ③ 障害発生時には直近のバックアップデータから速やかに復旧作業を行うこと。
- ④ 故障・障害発生時における受付、切り分け、対応等を行うこと。
なお、故障・障害の原因が本市調達機器の場合についても対応し、修理等、費用を要する対応が必要な場合は、本市へ報告すること。修理の発注等は本市で行う。
- ⑤ 連絡体制およびフローを予め本市へ示すこと。

(3) サポートデスク

- ① 運用に関する問い合わせや障害発生時等において、各施設および本市からの連絡を受付する専用窓口を設けること。
- ② サポートデスクは、電話による問い合わせが可能で、専任者が対応すること。
- ③ 問い合わせは、土曜・日曜・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）を除く平日9時00分から17時00分までの間、設けること。ただし、緊急時などは可能な限り速やかに対応するものとし、それ以外の時間にも受付や保守対応については本市と協議のうえ決定すること。
- ④ 本市および各施設からの要請に応じて、当日内にシステムに精通した者が現地訪問のうえ対応を行える体制があること。
- ⑤ 電子メール、FAXによる問い合わせは24時間365日受付すること。
- ⑥ 園の問い合わせについては、システムについて問い合わせの他、システムに使用しているパソコン・タブレットの操作についても対応すること。

4. 検査・支払

本件契約業者は、毎月、完了報告書・作業結果報告書・保守対応記録を提出し、検査を受けること。

支払いは、毎月払いとし、検査合格後、委託料の請求を行うことができるものとする。毎月の請求額は年間契約を12か月分で割ったものであり、小数点以下の端数が生じた場合は、4月分の請求に加えること。

5. その他

- ① 本仕様書に記載の無い事項については本市・本件契約業者双方が協議した上で決定する。
また、疑義が生じた場合は速やかに本市と協議を行う。
- ② 本業務の処理について、その全部又は大部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- ③ 本件契約業者は、本業務の実施により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、業務遂行上、下請け業者等への情報提供が必要な場合は、本件契約業者の責任のもと情報管理を行うものとする。

- ④本業務終了後に本市情報資産を格納していた機器類（電磁的記録媒体）については、記録されたデータの完全消去又はディスクの破壊を行うこと。データの完全消去は、OS等からのアクセスが不可能な領域も含めた領域のデータ消去、装置又はデータ消去ソフトウェアによる上書き消去、ブロック消去、若しくは暗号化消去とし、ディスクの破壊は物理的な方法による破壊又は磁気的な方法による破壊とする。また、作業後は物理破壊等を証明する書類を作成し、1か月程度を目安に本市に提出すること。
- ④仕様書の内容について、本市の指示又は設備上重大な問題が発生した場合には協議のうえ、変更可能とする。
- ⑤ 本仕様書を変更する必要が生じた場合は、本市と本件契約業者が協議の上、仕様書を変更して必要に応じ契約金額を変更するものとする。

以上